

北極域研究共同推進拠点共同研究推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北極域研究共同推進拠点拠点本部規程（平成28年海大達第号。第3条第1項第1号において「拠点本部規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、北極域研究共同推進拠点共同研究推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、北極域研究共同推進拠点（以下「推進拠点」という。）に関する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 萌芽的異分野連携共同研究，共同推進研究，共同研究集会，産学官連携課題設定集会等（以下「課題等」という。）の募集に関する事項
- (2) 課題等の選考に関する事項
- (3) その他課題等に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点本部規程第2条に規定する拠点本部の構成員が推薦する国立大学法人北海道大学，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の職員 各2名
 - (2) 国立大学法人北海道大学，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の職員以外の学識経験者 6名以上
 - (3) その他拠点本部が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号の委員は、委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 第1項第1号の委員は拠点本部長が指名し、第1項第2号及び第3号の委員は拠点本部長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第2号の委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(産学官連携推進部会)

第8条 委員会に、産学官連携を伴う課題等に係る専門的事項を審議するため、産学官連携推進部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、前項の審議を行ったときは、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、北キャンパス合同事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に指名又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。